

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 2 7
- 2 案 件 名 基幹税務システム収滞納機能国保別管理化対応作業
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 4 年（2022 年） 3 月 31 日まで
- 5 契約相手 住所：大阪府大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号  
社名：株式会社 日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当市の基幹税務システムは、株式会社日立システムズが開発元であり、当市の仕様にカスタマイズされていることから国保税の収滞納機能の別管理化に伴うシステム改修業務を行えるのは上記業者以外にありません。  
よって、上記の契約相手を指定し契約を行うこととします。
- 7 問い合わせ先  
部課名：企画経営部市税収納室市税収納課 内線： 2 4 3 2

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 GS03-03
- 2 案件名 宝塚市データ利活用推進事業
- 3 案件場所 宝塚市役所など
- 4 契約期間 令和4年(2022年)2月1日 ~  
令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区堂島浜1丁目2番1号  
社名：株式会社日立システムズ 関西支社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当

#### (指定理由)

当該宝塚市データ利活用推進事業については、令和3年(2021年)12月5日から令和4年(2022年)1月5日まで、公募型プロポーザル形式を実施し、「宝塚市データ利活用推進事業プロポーザル審査会」において審査を行いました。その結果、株式会社日立システムズ 関西支社が優先交渉権者として選定されました。その後交渉を行い、合意に至ったため、特名随意契約を行います。

### 7. 問い合わせ先

課名： 行革推進課

内線：2012

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 3 - 2 9
- 2 案 件 名 令和4年度市・県民税税額決定通知書等の印刷・印字・シール貼付  
業務委託契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約締結日から  
令和4年（2022年）5月9日まで
- 5 契約相手 住所：東京都板橋区板橋1丁目53番地2号 TM21ビル  
社名：株式会社 TLP
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
入札による契約手続きをおこなったが、応札者が上記の1者のみであった。作業日程より取り急ぎ契約をする必要があるため、上記業事業者と特名随意契約を結びます。
- 7 問い合わせ先 部課名：企画経営部市税収納室市民税課 内線：2447

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 焼却炉用部品（灰押出装置用）

3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内

4 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022)年 2月28日

5 契約相手方

住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号 三菱重工大阪ビル  
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項\_\_2\_\_号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

本案件において、調達する部品は特殊な設備の部品であり、他の者では製作していないため。

7 問合わせ先

課名： 管理課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CG-7
- 2 案件名 粗大棟磁力選別機現場盤補修
- 3 案件場所 宝塚市 小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 ~  
令和4年(2022年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市西区土佐堀1丁目3番20号  
社名： 三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社 関西支店
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当  
(指定理由)  
本施設の機械は、プラントの一部を構成している重要な機械であり、他の機械・設備と関連しています。また、毎日搬入される粗大ごみを迅速に処理しなければならず、対応時間に制約があります。今回の補修を安全かつ迅速に行うことの出来るのは、対象機器を設計・施工したメーカーのメンテナンス会社である上記事業者しかいないため。
- 7 問合わせ先  
課名：管理課 内線：8288

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 3 - 6 5
- 2 案件名 手塚治虫記念館館内展示再整備業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和4年（2022年）3月31日

- 5 契約相手方

住所：東京都新宿区高田馬場4丁目3番11号  
社名：株式会社手塚プロダクション

- 6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
宝塚市契約規則 第20条 第1項ただし書 該当

（指定理由）

この業務は、手塚治虫氏とその作品をテーマにした記念館内展示物の清掃、点検、補修、展示ケースの清掃、蛍光灯の取替等を行い、展示物の美観、清潔、及び機能の保持を目的としている。当館の展示空間は、手塚治虫の作品世界を再現しており展示物自体の修繕や、清掃など業務遂行にあたっては、展示品の評価と意義、取扱等に精通していなければならない。

前記の業者はこれらの一切を、手塚作品の著作権者として監修すべき立場にあり、さらに、展示物の収集・制作及び展示作業の一切を実施し、展示物の取扱方法や展示効果等を熟知している。

したがって、本件業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。

- 7 問い合わせ先

課名：手塚治虫記念館 内線：8250